

令和3年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田克浩 次長 加藤淳子
班長兼副主幹 須田益巳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	健康推進課長	須田美奈

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第38号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について

- 第2 議案第6号 にかほ市職員のサービスの宣誓に関する条例及びにかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第7号 にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例を廃止する条例制定について
- 第4 議案第8号 にかほ市総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第9号 にかほ市デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について
- 第6 議案第10号 にかほ市漁村センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第11号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第12号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第9 議案第13号 市道路線の廃止について
- 第10 議案第14号 債権の放棄について
- 第11 議案第15号 債権の放棄について
- 第12 議案第16号 金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の締結について
- 第13 議案第17号 新市まちづくり計画の変更について
- 第14 議案第18号 にかほ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第15 議案第19号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第16 議案第20号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第17 議案第22号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について
- 第18 議案第23号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第19 議案第24号 令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第25号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第26号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第27号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第28号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第29号 令和3年度にかほ市一般会計予算について
- 第25 議案第30号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第26 議案第31号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第27 議案第32号 令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第33号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第29 議案第34号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第30 議案第35号 令和3年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第31 議案第36号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）について
- 第32 議案第37号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第33 請願第1号 霊峰公園 駐車場のトイレ改修に関する請願

第34 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

第35 議提第 1号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

第36 議提第 2号 にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

第37 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第38号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めております。

ただいまの件につきまして、3月18日午前10時より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） 改めましておはようございます。

昨日3月18日10時から議会運営委員会を開催しておりますので報告いたします。

本日提出されました追加議案について協議をしております。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は1件であります。議案第38号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案第38号については、令和3年4月から9月における全国で画一的に実施されるコロナワクチン接種事業に関する補正予算であります。

なお、本日の本会議において、議案を委員会付託せずに提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うことと議会運営委員会で決定しております。

なお、質疑につきましては、通告なしの受け付けとしております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、本日提出されている議案第38号は、そのように決定します。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第38号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨について申し上げたいと思います。

議案第38号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,985万5,000円を追加し、総額をそれぞれ140億4,835万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、市民を対象としたワクチン接種を実施するための接種費用のほか、国で示す優先順位に従いワクチン接種を速やかに進めるための体制確保に要する経費などを新たに予算計上するものであります。

以上、議案の要旨について御説明をさせていただきました。

補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） これから担当部長からの補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、議案第38号の補足説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国から令和3年度の4月から9月までの新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金の上限額について本定例会中に示されたことから、補正予算を追加提案させていただくものでございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書6ページをご覧ください。それから、説明資料も併せてご覧ください。

14款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,977万8,000円は、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等従事者、一般の方のワクチン接種に係る国庫負担金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、14款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,007万7,000円は、ワクチン接種の体制確保事業に対する補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをご覧ください。

4款1項3目成人保健医療費の1節報酬の407万1,000円は、ワクチン接種に係る事務や接種業務に係る会計年度任用職員の報酬でございます。

3節職員手当等の37万円は、会計年度任用職員の期末手当でございます。

7節報償費の新型コロナウイルスワクチン接種事業報償費2,764万3,000円は、集団接種に係る医師、看護師等の出務謝礼や、接種体制等について市内医療機関の先生方との会議に係る出席報償でございます。

8節旅費の費用弁償14万4,000円は、会計年度任用職員に係る費用弁償でございます。

10節需用費の消耗品費92万3,000円は、集団接種に係る消耗品で、マスクやフェイスシールド、スタッフ用白衣やエプロンその他事務用品費でございます。印刷製本費105万6,000円は、クーポン券発行用封筒、予診票などの印刷代でございます。医薬材料費150万円は、消毒用アルコール、体温計、救急用品一式など、ワクチン接種用医薬材料費でございます。

11節役務費の通信運搬費308万5,000円は、高齢者以外の個人通知するクーポン券発送のための郵便料でございます。手数料75万円は、住所地外接種費用請求代行手数料でございます。保険料49万9,000円は、接種業務従事者の保険料でございます。

12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種事業関連委託料4,168万5,000円は、接種実績データ監視委託料、マイナンバー関係システム改修委託料、ウェブ予約システム委託料、コールセンター委託料、会場警備誘導委託料などであります。その下の新型コロナウイルスワクチン接種委託料325万7,000円は、医療従事者や高齢者、一般の方で住所地外で接種を受けた方の接種委託料でございます。合計で4,494万2,000円であります。

13節使用料及び賃借料337万2,000円は、集団接種会場資材等借上料で、パーテーション、移動用資材、コピー機などの借上料でございます。

17節備品購入費150万円は、集団接種会場用備品購入費で、非接触型検温器、自動手指消毒器などの購入代でございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、議案第38号の質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は議員側の演壇で行ってください。

質疑ありませんか。佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） 質疑でありますけれども、報償費の2,764万3,000円の、まあ、医師、看護師等接種業務の出務謝礼とありますけれども、もうちょっと具体的に詳しく説明をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 集団接種の日にちですけれども、9月まで125日を想定しております。それに係る医師と看護師等の報償費ということであります。

●議長（佐藤元君） 佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） できましたら、その医師と看護師のその報償、日当幾らかお願いしたい。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 医師、看護師の単価につきましては、本荘由利医師会の方で今検討中でありますけれども、これまでの市の予防接種等、医師への委託の単価ということで5万円を想定して予算を計上しております。それから、看護師につきましては、1時間単価8,000円ということで計上しております。医師につきましては1日2人、看護師につきましては8人ということで想定をしております。

●議長（佐藤元君） これで佐藤文昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。小川正文議員。

●3番（小川正文君） このワクチンのです、4月中に1箱の予定ということを伺っておりますけれども、この1箱というのは何人分なのか。

それから、高齢者に対して接種をしていくわけでありますけれども、その順序とといいますか、どういうふうな割合とといいますか、どういうふうな優先順位ですか、そういうものを決めていくのかということをお聞きします。

●議長（佐藤元君） 答弁、須田課長。

●健康推進課長（須田美奈君） それでは、高齢者に対する順位とすることの御質問についてお答えいたします。

現在、高齢者につきましては、65歳以上の高齢者から優先接種で開始するということになっております。にかほ市においては、その65歳以上の高齢者につきまして、さらに優先順位を設けて実施する予定ではございません。

先ほど1箱来るとのお話でしたけれども、975回分ということになります。なので、そこでまた細かく優先順位をつけて行うということでも、なかなかそのワクチンの数が限定されるということから、まず65歳以上を広く、その中から少しずつでもあります開始していくという方針を考えております。

●議長（佐藤元君） 3番小川正文議員。

●3番（小川正文君） それから、にかほ市においては外国の方も住んでいるわけでありますけれども、時期は分かりませんが、この外国人の、外国人とといいますか、住所がにかほにあって、まあ海外から来てる人という意味でありますけれども、その対応についてはどのような対応をしているのか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 外国人の方につきましても、住民登録されている方につきましては、接種の順序に従って接種をしていただくことになります。

●議長（佐藤元君） これで3番小川正文議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） すいません、まだ未確定な部分あると思いますが、分かる部分でお答えいただ

けたらと思います。

12節の委託料の部分にマイナンバー関係システム改修委託料もしくはウェブ予約システム委託料、コールセンター委託料の4,168万5,000円が計上されておりますが、このウェブ予約システム委託料というものが計上されてるということは、クーポンが発送されてですね、クーポン券が発送されて、個人で予約をしてその接種日を決めるのか。もしくはですね、ある程度こちらの方で期間、その期間内に受けてくださいということでその期間内の予約をとるのか。かつ、その例えばですけども予約、予約が優先順位であるならば、予約がとれなかった場合は後回しにされてしまうのか、その点についてちょっともし分かっていることがあればお聞かせください。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） ワクチン接種の予約につきましては、二つの方法を想定しております。一つにつきましては、クーポン券を発送しますと、その券の中に券番号、その人の券番号というのが書かれております。それをもとにコールセンターの方に接種予約をしていただくという電話での方法が一つ。それからもう一つは、今申し上げましたウェブ予約、インターネットでも予約というものを想定しております。

●議長（佐藤元君） 齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） すいません、再度お聞きします。そうしますと、そのクーポンが送られてきて予約をするまで、予約する期間ですね、例えばある程度接種する期間って2週間とかの間で予約すると決まってると思うんですけども、その期間、予約できなかった、例えば高齢者の方とかそういった方の対応っていうのはどうなるのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 予約の期間というものは設けておりません。予約につきましては、予約した順序に接種を行うということで、ただ、その予約といたしましても早い方から予約ということじゃなくて、自分の都合のいい日にちというのがあると思いますので、その日にちで予約していただければよろしいかと思います。で、その日が空いていなければその次の日というような形で日にちをずらしていただければというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 齋藤聡議員の質疑をこれで終了します。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号については、会議規則第37条の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

なお、議案第38号の討論、採決については、議案第6号以降の議案と一括議題として行います。

なお、その際は議案番号順に行います。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時21分 休憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝

.....

午前10時23分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） おはようございます。

それでは、一般会計予算特別総務小委員会の審査について報告いたします。

令和3年3月9日付託されました事件について、審査、調査が終わってますので報告いたします。

令和3年3月16日、一般会計予算特別総務小委員長 齋藤進。

議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算について、所管に関する事項については、全員の賛成で可決に決しております。

続いて、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についても、所管に関する事項について、全員の賛成によって可決に決しております。

それでは、それぞれの議案についての説明をいたしますが、審査の結果について説明いたしますが、その前に一言申し添えておきたいと思います。

委員会審査におかれましては、御存じのように限られた日数と時間による中でスムーズな審査が要求され、進行できるように、当局の説明に対しては、受ける側の立場をよく理解していただいて、準備できる資料については極力添付をして審査に臨んでいただきたいというふうに思っています。今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、初めに議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算について、当委員会で審査した順に従って主なものについて報告をいたします。

初めに、消防本部関係についてでございます。

常備消防費の委託料にハラスメント防止研修委託料として54万1,000円が計上されています。今後とも署員に対して継続的に研修を積み重ねていくことが必要と考えていますかについては、消防は悲惨な現場経験での惨事ストレスによるPTSD、強烈なショック体験や強い精神的なストレスが心のダメージとなって、時間がたってもその経験に対しての強い恐怖を感じるもの。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などの原因によるものと言われてますが、起きやすい職業であること、また、階級制による上下関係から来るパワーハラスメントが起きやすい職業であるということから、今後こういった研修を実施し、しっかりと対応していくことが必要と考えています。

また、高機能指令センター等更新については、おおよそ10年を目安に更新を考えていて、更新にはおおよそ3期計画で3億円弱を見込んでいるとの答弁でした。

次に、総合政策課関係についてです。

RPA導入業務委託料についてですが、行政改革ということですが、これは業務全体のどれくらい削減でき、それにより削減される職員数はどれくらいになるかについては、今年度実施している総務課の人事異動に伴う書類の作成と税務課の軽自動車の廃車登録の事務を実施しており、時間として8割の削減となっております。また、今後どの程度増やしていくかについては、来年度については固定資産税の移動通知の登録処理を予定しております。RPAで取り組みやすい業務というのは、市民からの申請書（紙）として出してもらっているもので多数あります。それを職員がシステムに入れていくような作業です。そういった業務が各課にありますから、研修を通じて各課で検討を進めていきますとの答弁でありました。

また、若者支援住宅事業については、今年度、基本構想・基本計画をつくるためのアンケート調査を実施したり、建設候補地の条件設定を検討してきました。若者については、前述のアンケート調査の対象も18歳から39歳でした。高卒、大卒、Uターンで戻ってくるなど様々なパターンがあると思いますが、主に20代から30代を想定しています。場所については、現在検討中です。市有地の一団の土地がありませんので、民有地になってくるかと思っています。津波ハザードであったり、用途区域にであったり、様々なフィルターをかけながら選定しています。また、事業の手的はPPPという手法で、民間資金を使ってまちづくりをするという方法です。例えば、建物をつくる段階では、民間の資金を活用して、市では初期投資を大きくもたないやり方が望ましいので検討しています。民間で建ててもらい、行政と民間が一緒に運営していくという方法になるとの答弁でした。

次に、まちづくり推進課関係についてです。

にかほ市PR委託の詳細については、ふるさと納税ウェブサイト「ふるさとチョイス」のトップ画面に6自治体の掲載枠が用意されており、1ヵ月ごとの申し込み制で許可された自治体が掲載できる。ふるさとチョイスの企画を活用しようとするもので、この枠にふるさと納税返礼品を掲載することで、ほぼスクロールせずににかほ市の文字が視界に入るため、視覚的なPR効果を狙っています。また、ふるさと納税返礼品の写真がメインですが、リンク先には本市に関する事項も掲載されており、本市の知名度を上げる手法として大きな効果があると想定しています。本市のふるさと納税返礼品は約300品目あり、その委託業者は、楽天、ふるなび、さとふる、ふるさと店舗など15社です。各サイトを通じた寄附額に応じて委託料を支払うこととなります。ふるさと納税業務委託とにかほ市PR委託は、別事業となります。また、eスポーツに関しては、若者から高齢者までの幅広い世代が参加できるよう、事業を展開していければと考えていますとの答弁でした。

次に、総務課関係についてです。

仁賀保高校教育振興会助成金について、令和元年度が5万円、令和2年度が70万円、令和3年度が100万円と増えている理由については、高校の教育振興会からの要望がきっかけとなっております。かつては各世帯に配布しているフォトメールの発行や学校新聞のような活動への助成を行っていましたが、令和2年度からは、教育用のタブレット、iPadの購入や、生徒数の減少により生徒手帳

の購入単価が上がっていることへの助成を行っています。来年度は、先進地への視察や英語の教育冊子を含めた要望となっております。高校と地域の連携を推進することや、高校の存続を含めて市で応援していくという立場で、ここ2年増額になっているものですとの答弁でありました。

次に、会計課関係についてです。

小切手未払資金組み入れは今まで何件ありましたかについては、小切手につきましては、小切手発行後、その日のうちに換金してもらっていますので、そのようなケースは今までもありませんとの答弁でありました。

次に、選管・監査関係についてです。

今回の予算で計上しているコロナ対策費については、今回の知事選については、期日前投票所では入り口に手指消毒液を設置し、事務従事者にはマスクの着用を、机上に衝立を設置します。選挙人については検討中ですが、県の指導では、記入する鉛筆については定期的に消毒するだけでいいとの指導です。立会人と投票管理者については、選挙人との距離がとれますので衝立なしという形で考えております。混み合うことを想定して、ソーシャルディスタンスを確保することでラインをテープで表示する形をとるとして、当日の投票でも同じように行うというふうに考えていますとの答弁でした。

次に、議会事務局関係についてです。

議員年金給付費負担について、負担率が年々下がっていますが、負担しなくてもよくなる時期については、基本的に議員年金、遺族も含めた受給者がいる間は負担し続けなければならないとの答弁でした。

次に、税務課関係についてです。

コロナ対策として、持続化給付金等各種給付金が給付されました。確定申告において所得税の課税対象となっているのかについては、国、県、市の休業要請や減収補填などを目的とした各種給付金の給付を受けた場合は、課税対象になりますとの答弁でした。

最後に、防災課関係についてです。

防災拠点の一元化についての詳細については、内容としては一元化を図るための整備の調査を行うものです。防災行政無線についても、経年劣化等による使えるもの、更新するもの、パソコンのOSについても、サポートが終了したシステムも現在使用しています。消防本部に移転する場合の費用もこの整備の中で検討していくものになります。理由としては、象潟庁舎の場合、1階部分が浸水する可能性があり、仁賀保庁舎においても最大の津波が発生した場合には車両が水に浸かる可能性があり、機動力の確保をするためにも浸水区域に入っていない消防本部への一元化の可能性を確認するため、委託で検討するものになります。また、その他各施設の操作盤、図面表示版など細かい機器、Jアラートなどシステムも対応できるかどうかの確認を行うなどの作業内容になっていますとの答弁でした。

以上で、議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算についての当委員会に付託されました各所管の主なものについての審査の報告を終わります。

続きまして、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）について、審査した各課

の順に主なものについて御報告いたします。

初めに、消防本部関係についてです。

特殊勤務手当の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、消防に関する特殊勤務手当は救急業務出動手当、夜間特殊業務手当があり、今年度から新たに防疫等業務手当が追加されています。消防では、令和2年の救急出動件数が急激に減少したことがその要因と考えています。

次に、総合政策課関係についてです。

宝くじから市に交付されるお金について、ハローウィンジャンボ宝くじ市町村交付金と市町村振興助成交付金はサマージャンボ宝くじからの交付金ですが、どういう計算で市に入ってくるのかについては、予算としては前年度実績をもとにあげています。実際に交付金来的时候は、全国で宝くじがどれだけ売れたかということが関係してきます。それが人口割等で割り振られています。平等割、人口割という考え方でとの答弁でした。

次に、まちづくり推進課関係についてです。

マイナポイント設定実績と目標値の設定については、各庁舎及び市内マックスバリュ内に専用窓口を設けて設定事業を行いました。来場者は延べ566名で、実際に申し込み手続きをした方は287名でした。マイナンバーカードは取得率100%を目指すことにしていますが、現在の取得率は17%ですので、今後要望があれば一般企業への訪問等、取得支援をすることとしています。また、取得しない大きな要因としては、個人情報漏えいの懸念や必要性を感じていないなどの様々な要因が考えられますとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係についてです。

総合賠償補償料については、市主催の市民講座など参加する人全て補償対象になるのかについて、市や学校が主催する行事に関しては、ほとんどカバーしています。また、掛金については、昨年10月末時点で人口2万3,941名に対して1人当たり91.8円で計算していますとの答弁でした。

次に、会計課関係についてです。

資金の運用や株の売り買いについては、全て会計課に任されているのかについては、会計課では歳計現金や基金などについて、指定金融機関やその他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法で保管し、預金等による運用の利益を図ることが基本に任されています。株については会計課で売り買いすることはありませんとの答弁でした。

次に、議会事務局関係についてです。

今回タブレット端末を導入できないわけだが、改めてタブレット端末の導入によって議会事務局の費用削減についての質疑については、あくまでも紙の経費削減で100万円から150万円くらいで、人件費に係る部分でも議員全員への郵送物や電話連絡、会議資料や会議運営などの金額にあらわれない部分だが、すごく時間の軽減になるとの答弁でした。

次に、税務課関係についてです。

軽自動車税種別割及びたばこ税について、今回の補正で増額補正されています。例えば、環境性能割で当初予算に比べ税収が増加したとなれば、環境負荷の低い車両の普及が進んでいないため

しょうか。また、たばこ税では、社会的に健康増進のため禁煙が進んできているのにもかかわらず税収の増加になっていることについては、軽自動車税の税率改正があり、従来の7,200円から1万800円となりました。車を買替えると改正後の税率の適用になりますので、その分税収は増加することになります。また、経年車重課税が新車車検から13年の経過した車両に適用される、この分も税収の増加の要因になっています。たばこ税については、健康の促進のための禁煙の取り組みにより喫煙者は減少してきていますが、税制改正により税率が上がったことにより税収の増加の要因になっていると思いますとの答弁でした。

最後に、防災課関係についてです。

防災訓練がコロナにより中止になりましたが、当初どのような訓練を予定していましたかについては、市の防災訓練に関しては、訓練場所、内容等決める前にコロナの感染拡大防止のために中止を決めていましたとの答弁でした。

以上で、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についての当委員会に付託されました各所管の審査についての報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。

これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 報告いたします。

去る3月9日、当小委員会に付託されました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

当小委員会に付託されました議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算について、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）については、それぞれ所管に関する事項について、それぞれ全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算の健康推進課関係では、女性の心と体のサポート事業は、女性が抱える多くのライフイベントがより充実したものとなることを目的とした事業です。対象は、市在住の妊娠を希望する女性、不妊治療中の女性、月経前症候群に悩む女性を考慮しており、ウェアラブルデバイスを用いて基礎体温を計測することで、自身の体調や体内バランスについて知ることができるという内容です。通常的基础体温測定は、口腔内に専用体温計を挿入し、舌下で計測することが一般的ですが、計測中に眠ってしまったり、不規則な勤務形態の方では連日同じ時間帯に体温測定を継続することが困難になり、ストレスを抱える原因ともなります。基礎体温計を下着に装着することで、下着を着用している感覚で容易に基礎体温を計測することが可能です。秋田大学附属病院に所属する産婦人科医からの協力も得られることになっているため、医師からの助言

や助産師、臨床心理士、保健師など多職種で連携し、女性の健康サポートを行えるよう展開していく方針ですとのこと。

また、健康づくりを目的としてアンチエイジング教室を実施してきた。この講座の一環として、ブラウブリッツ秋田の試合観戦を含むバスツアーを計画しています。日程の詳細としては、ホームスタジアムでのウォーキング、管理栄養士作成の弁当会食、ブラウブリッツ秋田の試合観戦を兼ねながら屋外研修を行う予定です。これとは別に、健康体操教室としてブラウブリッツ秋田の健康運動指導士を講師として来ていただき、講座で指導いただく機会も設けています。バスツアーは、屋外研修として年間1回の予定で、参加年齢対象は40歳以上の市民としていますが、希望があれば対象年齢に達しない方の受け入れも行うつもりですとのことでした。

生活環境課関係では、ごみの減量化の現状について、令和元年度は2,100トン、今年2月末で1,840トンになっておる。不燃物についても50%リサイクルしており、ペットボトルや古紙などを含めたトータルでは80%リサイクルされているということでもあります。

さらに、市が特定空き家と認定する際に意見の聴取を行う第三者機関として協議会を設置しております。市で周辺への被害の発生が予想される危険な空き家と判断したものについては、補助対象になりますということでもあります。

福祉課関係では、自立支援相談を受けて就労に結びついたケースもあれば、実は発達障がいを抱えていたことが判明し、精神障がい者手帳の取得、障がい者年金の受給で自立に結びついた事例もあるということでもあります。

子育て支援課関係では、児童家庭相談システム導入については、子育て支援課には児童虐待に対応する要保護児童対策協議会があり、この対象になっている児童のほか、対象となっていない児童も含め、児童に関する相談歴や虐待を受けた経歴等を管理するシステムになっている。対象児童は10歳前から18歳になるまでの管理となります。今までの紙ベースのみの管理ではなくなるので、随時相談を受けた際、過去の対応歴もすぐに情報確認できるようになります。

結婚支援センターについては、県に直接申し込みをしてもらい、補助金についても県に申請書を提出して、その後、県より書類を受理して補助金を交付するということになります。よって、市役所に来ていただいて申請するものとはなっておりませんので、地元だから行きづらいという状況ではないと考えますとのこと。

川柳と男女共同参画については、川柳を通じて、まず男女共同参画という言葉を知ってもらい狙いがあります。今年度、子育て支援課に移管になるまではテーマを設けて募集をしていませんでしたが、今回は子育て支援というテーマを設けて募集しました。応募された川柳からは、男女共同で子育てしていきましょうという内容が多かったことから、一定の効果があるものと考えているとのこと。

包括支援センター関係では、要介護認定者数にケアプランチェックが影響しているかということについては、例えば福祉用具貸与などは、退院後に使用してその後使われないのにそのままレンタルしていれば、本人も利用料を負担し、市や国も介護給付費を負担することになります。きめ細かに状況を把握して、必要性を見極めてケアプランを作成することが大切になります。にかほ市では、

平成18年度から独自の専門機関と連携しながら効果的な介護予防をつくり上げてきました。平成25年頃に認定率が19%程度となり、直近では高齢者の割合が増加しているのに認定率が18.6%と、ほぼ変化がありません。軽度の方も増加しておらず、介護予防事業の効果が出てきているのではないかと分析しているとのことです。

それから、認知症のQRコードについては、対象は、現在徘徊の心配があるSOSネットワーク事業24名に渡す予定です。シールは目立ったところに貼っていただき、QRコードをスマホで読み取ると高齢者の情報を見ることができます。見つけた際に家族やケアマネージャー等の関係者と連絡がとれるようなシステムになっています。まだら認知症でも徘徊しないとは限りませんので、心配な場合は登録することを勧めます。誰でもQRコードを読み取ることができますので、市民、警察、民生委員などいろいろな方を想定しております。この制度の内容をきちんと家族に理解いただいて、家族の同意のもとに有効に活用していくということでもあります。

長寿支援課関係では、老人福祉費の措置費負担費の措置者とは、老人福祉法で定められている高齢者対応のもので、措置とは、何らかの理由で自宅に一人で生活することが困難な方を高齢者施設へ保護するというものです。高齢者虐待や生活困難な場合など支援すれば何とか自立できる方や、複雑な環境要因のある高齢者など、要件を満たせば審査会にかけて措置という運びになります。収入において段階があり、余り負担にならないような形になっておりますとのことです。

フェライト子ども科学館関係では、米村でんじろうサイエンスショーの入場料は、科学館の入館料とは別です。サイエンスショーは300人の入場を見込んでおりますが、チケットは8割から9割ぐらいの売れです。市外の方が多いいのは、県内でサイエンスショーを実施することが余りないので、県内各地から注目を受けている結果だと考えておるとのことです。

図書館、にかほ勤労青少年ホーム関係では、まず図書館関係では、図書館情報システム更新委託料については、図書館情報システムは今でも利用者の情報も全て把握できるシステムでしたが、旧式のため検索等が円滑にできないなど不具合がありました。更新後は検索しやすく見やすい画面となり、学校間での相互対策もできるようになり、図書館から学校への授業のための貸借もスムーズになるものです。システム最中に日々の保守を入れると増額されますので、保守委託料は別予算で対応するという考えで計上しているということです。そして移動式空気清浄器は、この夏に、仁賀保分館に1週間デモ機を設置して検証しています。予算計上の4台のうち、こびあに2台、象潟・仁賀保に1台ずつ導入予定です。窓を開けての換気ができないという観点から、空気清浄の意味合いでの設置です。

学校教育課関係では、教育支援体制整備事業補助金は中学校教員の時間外勤務のうち部活動が大きなウエイトを占めていますので、負担軽減を図る事業です。3年前から秋田県で導入しており、少しずつ利用する自治体が増えていきます。例えば野球に詳しい専門員を野球部に配置し、1日2時間、週3回指導してもらう例や、スポーツに詳しい方などに三つの部を3日間かけて回るなど、活用の仕方は市町村に任されております。令和2年度には、由利本荘市では6人の配置で、ボートやスキーなどの専門知識が必要なものや複数の部活を掛け持ちしているものもあります。象潟中に1名の配置を考えているということでもあります。

生涯学習課、仁賀保公民館、金浦公民館、象潟公民館関係では、金浦公民館管理にはシルバー人材センターに委託しております。除雪車が来た後の玄関付近や除雪車が入れない箇所の除雪を施設管理業務の中で対応していましたが、シルバー人材センターから、施設管理業務と除雪業務を1単価で設定していただきたいことから予算計上したものです。二重支払いにならないよう、通常管理業務と除雪業務と分けて支払うこととなりますとのことです。

白瀬南極探検隊記念館関係では、備品購入費については、館内に5台の設置計画です。スタッフが管理しやすいもので、空気清浄がメインで、除湿と加湿ができるものを選んでいきますとのことです。

それから、自衛隊を撮影したフィルムで日本初のドキュメンタリー映像「日本南極探検」は、デジタル化したものが3年前に完成し、現在、使用料を払って借りております。常設展示の中で大きめのモニターで常時上映していますとのことです。

文化財保護課関係では、郷土資料館管理費10節消耗品について、今までそろえてきた額縁にUVカット機能つきのもはありませんでした。市で展示を行う分としては十分だと考えていますが、最近、県内や市外での展示依頼が増えており、大きい展示だと200から300枚は必要になりますので、不足分については令和4年度にかけて調達を進めたいとのことです。

次に、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についてです。

生活環境課関係では、物品売払収入の各品目単価が減少しておるのは、新設コロナウイルス流行以前から全国の市場価格により単価が減少しておりましたとのことです。

子育て支援課関係では、健やか支援事業費補助金の増加については、県の事業で、平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降の子どもについて保育料を無償化するものです。経費については、県、市それぞれ2分の1ずつ負担しております。にかほ市は他市に先んじて3歳未満児についても市独自で無償化しておりますので、保育料としての徴収はありませんが、実際はこのように県の事業を活用しています。さらに、第2子以降は全て対象となるので、事業開始となった平成30年度は、その年度に生まれた第2子以降のみが対象となっておりますが、令和2年度になると、平成30年度、令和元年度、令和2年度の全ての第2子以降の児童が対象となることから、入所児童数が毎年増えることにより金額が増加しておるとのことです。

フェライト子ども科学館関係では、フェライト子ども科学館でのコロナ対策は、人数制限、時間制限、展示物の使用制限のほかに、入館者へのマスク着用をお願い、手指消毒も入り口でスタッフが直接かけています。体温測定も非接触型の体温計で実施しており、要所に消毒用のボトルを設置しております。開館の方法としては、1時間をワンセットで45分入ったら15分間消毒と換気に当てるといふふうにやっている。コロナ対策に関しては、厳しい方法で考えています。これはミュージアム連携協議会全部の施設で設置していますが、記録表に入館者の住所と連絡先も記入してもらっておりますとのことです。

教育総務課関係では、学生生活緊急支援金の減額については、市内の中学校卒業者数をもとにすると、大学1年生から4年生に相当する方は約1,000人で、本市の場合、約600人が進学しています。全国大学生協連合会の令和元年の学生生活実態調査によると、何らかの奨学金を受けている学生は30.5%ですので、600人の30.5%で183人になります。申請者190人全員に給付しておるので、対象と

なる全ての方が申請し給付を受けていると考えているとのことです。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時20分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） 令和3年3月9日、当委員会に付託されました事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

初めに、議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算について、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）について、議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の所管に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

初めに、議案第29号の審査の内容を若干御報告いたします。

農林水産課関係です。

地域林政アドバイザー報償費と林業トップランナー養成研修等の支援事業補助金の違いについては、地域林政アドバイザー報償費は、森林林業関係に勤めていたOBまたは地域に精通する方で、林野庁が実施する研修もしくはそれに準じる研修を受講した人をアドバイザーとして雇用して、市の森林林業行政の再生支援を図るもので、また、林業トップランナー養成研修等の支援事業補助金は、秋田県林業大学校を受講する方への補助金になります。研修を受講すればどなたでも地域林政アドバイザーとして雇用できますが、現在のところは当てはなく、これから探すとのことです。林業トップランナー養成研修等の支援事業の対象者とその目的については、にかほ市在住の方で将来的に県内の林業事業体に就職を希望する方を支援するものであります。林業以外の職に就職した場合は補助金の返還となります。

森林経営管理制度委託料の業務内容と対象森林について、対象は市有林で、杉の人工林、加えて10年程度手入れがされていない森林です。業務内容は、対象森林の所有者に対し、今後の経営管理について意向調査を行うものです。委託先は、本荘由利森林組合です。また、管理されているかの基準については、県や市でデータ管理している施業履歴が10年以上あるかないかで判断し、下刈りや

間伐をしていないものが対象になるとのことです。

建設課関係。

橋梁の長寿命化計画について。

道路構造物などの点検については、平成24年の笹子トンネル天井板落下事故が起きてから道路法が改正され、平成26年から各施設5年に一度の点検が義務づけられ、にかほ市は平成26年度から点検を開始し、平成30年度に一巡目を完了し、令和元年度から二巡目に入っています。点検は法律が改正されない限り続けていくことになり、点検により健全度を判定し、判定3・4のものについては工事の対象になっており、点検後5年以内に工事を実施することが望ましいとされているので、対象となったものについては、設計、工事を実施しています。今後も点検を続けて、判定3・4となったものを補修するということを繰り返していくこととなります。既に点検が一巡しているため、補修が必要な橋39橋について順次設計、補修の計画を立てているとのこと。

景観審議会の開催は、景観計画の変更する場合や届け出の基準を守っていない場合など、景観形成基準に合わないような計画が出てきたときに景観審議会に意見を聞き、指導、勧告する必要があるため開催されます。条例が施行されてから不法投棄なども含めて基準に合致しないものはないとのこと。

農業委員会関係。

農地利用最適化交付金成果実績分は、1月から12月までの間に担い手に貸し付けられた農地の面積が成果の実績となり、担い手として位置づけられる人にその年中に貸し付けられた面積を評価の対象としている。にかほ市で担い手への貸付目標面積が34ヘクタールと設定されており、実際集積された面積が目標面積に対して何%であるか点数で評価され、それに応じてにかほ市に交付金が支給されるということになります。

また、農業者年金の制度と加入資格について、資格は、年間60日以上農業に従事しており、国民年金第1号の被保険者で20歳以上60歳未満の方が加入できる。保険料は月額2万円から6万7,000円となっており、加入者が自由に設定できるとのことです。

商工政策課関係です。

坑井封鎖事業について、国が補助率の高い補助金で推進する目的や理由については、法律で所有者、鉱業権者が油の流出などの工業公害が発生しないように防止措置を講じるものと定められているが、羽州象潟鉱山のように所有者が破産するなど坑井から漏出する油やガスがそのまま放置されれば公害発生の恐れがあるため、最終的に公害を防止するために地方自治体が行う事業に補助をして未然に防止することが国の目的及び理由となっています。

ワーケーションは、コロナ禍で一気に注目されていると思うが、一過性のもではなく今後もこの流れが続くと思われるかの質問に対して、新型コロナウイルス感染症によってテレワークやワーケーションといった新しい働き方が加速されたことには間違いがない。全国的なこの流れに乗り遅れるわけにはいかないと考えており、特にワーケーションには自治体それぞれのタイプがあり、観光に強いところは観光型のワーケーション、地域課題を解決するために企業を呼び込むワーケーションなどがあり、企業がにかほ市を訪れるきっかけを提供する手段として活用し、サテライトオフィ

スの設置を含めた企業誘致を最終目標としている。また、本事業を推進することでワーケーションを目的としない企業に対してもにかほ市の取り組みをPRすることができるため、企業立地の重要な素材であると考えているとのこと。

次に、観光課関係です。

本委員会に出された質疑通告も含めて審査の報告をいたします。

地域おこし企業人交流プログラムについては、昨年12月、JALからの事業提案をきっかけとしているもので、ANA総合研究所からは具体的な提案はいただいている。また、ANA総合研究所との連携協定の目的は、地域資源を生かした観光振興、地域のブランド化の育成、地域情報の発信、自然・文化の保護・育成などの事業を通して周辺地域の活性化を図ることとなっており、平成25年7月22日の協定締結後、平成26年から27年度はANAグループ社員が地域おこし協力隊として派遣され、観光協会業務を全般的にサポートいただいたほか、日本遺産北前船寄港地船主集落では、平成30年5月24日に本市が追加認定に至るまでの支援をいただいている。そのほか、地方創生を活用した事業ブランド事業について、地域の金融機関や報道機関等と連携した事業提案を受けており、事業化には至らなかったが、良好な関係を維持しているとのこと。

次に、秋田空港池田修三展デザインと委託料の効果については、今、この機会に秋田空港と強いつながりを築くということで、アフターコロナを見据えた先行投資的な部分もある。520万円という金額については、ほぼ池田修三さん作品のタペストリーやオブジェを制作する費用になりまして、制作された物品は今後も備品として残っていく。空港展示が終わっても処分するものではなく、これから二、三年、また市内の事業の中でも活用できる物品となる。本来であれば半年で400万円以上の使用料が発生するところ、空港側の地域に貢献したいという考えから使用料を無料にさせていただける点も大きな魅力であり、併せて県内の様々な商品を取り扱う2階のお土産売り場、物産コーナーの一角についても、にかほ市の特産品を展示販売するブースを無料で設けてもらえるということで、通常であればあり得ない破格の内容になることから相当なメリットがあるものと推察できる。コロナ収束後においても空港とのつながりを強いものとしていくためと御理解をいただきたいとのこと。

来年度の観光二次アクセス協議会補助金に関しては、東北DCもあり、各種事業もコロナウイルスも若干落ち着いている中での実態もあり、費用を140万円ほど追加して、4月から9月の間で祝祭日に象潟駅から元滝伏流水までをワンコインの往復500円で行けるといった、元滝伏流水まで行く足がない方をカバーするバス企画と、象潟駅発着で東北DCに係るコマーシャルやポスターの撮影場所になった花見島と駒留島の2カ所をめぐるタクシーツアーを企画しています。これに関しては、にかほ市内に宿泊しているお客様に限り、通常7,000円ほどかかるタクシーのチャーター料金を5,000円で利用できるようにする企画を組んでおり、二つの企画を合わせた費用として140万円をアップして計上しているとのこと。

スポーツ振興課関係です。

オリンピック・パラリンピック関連のリベリアとのホストタウン交流ですが、昨年、オリンピック・パラリンピックの機運を高めようと、内閣官房からまだ交流を結んでいない国の紹介を受けな

がら、まだ交流したことのない国の規模や地形、にかほ市と似ている海や山があるというような共通点と、公用語は英語で交流のしやすいのではないかとということで、内閣官房を通じ相手国とのコンタクトをとり、ぜひ交流をしたいということでリベリアという西アフリカの国とのホストタウン協定を希望したところです。これを契機に異文化を学び、オリンピック・パラリンピックが終わってからでも交流を続けることができるとということで交流事業を進めていくとしています。

多目的屋内運動場のオープニングイベントについて、現在検討している内容としては、余り人を集めることができないということで、最初にテープカットをした後に、例えばの例ですが、ネイガーと一緒に体操教室や地元の小さい子どもを対象に遊びのサッカーのフェスティバル的なことなど、体操のようなイベントを時間を区切りながら1日で終わらせるという計画を立てています。これからチラシなどをつくり、保育園、幼稚園、関係者に周知して、5月の中旬から下旬にかけてオープンしたいと考えており、オープンの1週間前には市民を対象に内覧会という形で行いたいと考えております。5月1日号の広報で周知したいとのことです。

B & G海洋センター関係です。

当初予算に計上している施設改修設計委託料は、財団から10年連続して特Aの評価を受けたことから、工事費の90%、最大3,000万円優遇されるということで、令和4年度におおよそ6,000万円ほどかけて、主に躯体と施設内設備の大幅な大規模な改修を予定しております。詳細はこれから決めていきたいとのことです。評価については、基本的には指導員の配置がされているかどうか、それと利用人数も関係しており、そのほか青少年の健全育成ということで海洋性レクリエーションの事業を行っているということが主に評価されているとのことです。

次に、議案第36号の審査の内容を若干報告いたします。

農林水産課関係です。

圃場整備地区調査計画事業の令和2年度の事業内容と次年度以降の事業については、令和2年度は仮設計の作成や地籍登記手続の確認業務を行っています。次年度は営農計画の策定や地区内の動植物の調査関係の業務を実施予定で、令和4年度の事業採択、令和5年度の本設計に向けた作業を進めることとしています。負担割合は、国が50%、県が20%、市が30%の負担となっています。

次に、森林病虫害等防除対策事業については、松くい虫は由利管内において微増傾向にあるため、引き続き国・県補助を活用した対策を考えていく。また、ナラ枯れは、当市は抜倒駆除対策をしているため、平成29年以降減少傾向にある。松くい虫とナラ枯れとも例年並みの予算で今後も推移していくものと考えているとのことです。

建設課関係です。

急傾斜地崩壊対策事業については、県事業となっており、計画は策定しておりません。急傾斜地は市内に五、六十カ所あり、事業として優先的に進んでいるのは地区要望等であがってきたところになります。それ以外の箇所についても、毎年6月頃に秋田県と市町村で二、三カ所の合同パトロールを実施し、現地確認をし、県と協議をしながら進めています。現在、事業着手済みの南金浦地区と来年度から着手予定の清水場以外について、要望はあがってきていないため、今のところ清水場以降の事業予定はありません。

農業委員会関係です。

農業委員報酬の活動実績について、農業委員、農地利用適正最適化推進委員より活動記録簿を提出していただき、令和2年4月から令和3年2月までを集計して交付金の活動に資するとしております。月に何回活動しても1人当たり月額6,000円となっています。委員の皆さんも農家で、4月から稲刈りの時期までは本格的な活動ができない状況などもあり、最終的に集計して見込みを算出したところ、126万4,000円の大きな減額となっているとのことです。成果報酬分についても、農地の出し手と受け手となる担い手の署名と押印をして、農業委員よりマッチングが成立したことの報告を受けた場合は、事務局で委員の氏名を記入した書類を作成していますが、あっせんした農業委員の氏名が記入されていないケースもあり、農業委員のあっせんによるものかどうか書面で確認できないものは、農業委員の活動による成果実績と取り扱われないため、今年度は369万6,000円の大幅な減額となってしまったとのことです。

商工政策課関係です。

企業活性化アドバイザーの予算は全て減額としていることについて、今年度活動における支障や前任者の辞職時期、また、新年度での企業活性化アドバイザーの候補についての質問が出されました。

これに対しまして、コロナ禍におけるアドバイザーのきめ細かさと独自のネットワークによる情報収集ができなかったことは大きな支障であり、前任者の辞職が判明したのが昨年3月後半だったとのことです。令和3年度の企業活性化アドバイザーについては、公募により就任してもらう予定とのことです。

B&G海洋センター関係です。

利用者の年代別の割合についての質問がありまして、会員で65歳以上の方が65%、その次に多いのが水泳教室を開催している小学校の年代、幼児、その次に一般の20歳から65歳までの利用者という割合となっています。年間の利用者は、延べ人数で令和元年度実績となりますが、おおよそ3万9,000人とのことです。

最後に、議案第37号の審査の内容を若干報告いたします。

農林水産課の関係になりますが、大雪等により被害を受けた農業用施設、パイプハウス等の復旧支援について、現在把握している被害状況は、各機関からの情報提供、そして市独自で現場を確認した情報のみで、昨日、本格的な要望調査を農家に配布したところで、それによって詳細な現状を把握できるものと考えており、本格的な要望調査により予算額は動くものと考えているとのことです。県の事業では、資材撤去、構築が該当し、これらの経費に対し、県3分の1、これに市で12分の2をかさ上げするもので、処分は該当しません。また、市単独事業として、県事業対象外の被覆剥がれのビニール資材のみに経費の2分の1補助をしたいと考えているとのことです。

以上で一般会計予算特別産業建設小委員会の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第29号に対する討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算についての小委員長の報告は可決です。議案第29号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第29号は小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第36号に対する討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第36号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第36号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第37号に対する討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての小委員長の報告は可決です。議案第37号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第37号は小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。
これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時44分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第6号から日程第32、議案第37号まで及び日程第1、議案第38号の議案32件、日程第33、請願第1号及び日程第34、陳情第1号の計34件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務常任委員長。

【総務常任委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務常任委員長（齋藤進君） それでは、令和3年3月9日、当委員会付託の事件につきまして、審査が終わってますので報告いたします。

初めに、議案第6号にかほ市職員のサービスの宣誓に関する条例及びにかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成により可決に決しております。

続いて、議案第11号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、同じく全員の賛成で可決に決しております。

続いて、議案第14号債権の放棄について、同じく全員の賛成によって可決に決しております。

続いて、議案第16号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の締結について、同じく全員の賛成で可決に決しております。

続いて、議案第17号 新市まちづくり計画の変更について、同じく全員の賛成で可決に決しております。

最後に、議案第18号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更について、同じく全員の賛成で可決に決しております。

それでは、各議案の審査の内容の主なものにつきまして御報告申し上げます。

初めに、議案第6号にかほ市職員のサービスの宣誓に関する条例及びにかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

行政手續における不要な押印の義務を廃止し、市民等の負担の軽減と事務の簡素化を図るためとしています。

押印義務の廃止についての市民への周知については、広報4月1日号や市のホームページに一覧を掲載いたします。また、手続きごとの詳細については、各部署に問い合わせさせていただきよう、これも広報を通じて周知していきたいと考えております。また、今後も押印が必要なものとしては、契約書関係、入札書関係、国の法令や県の条例で義務づけられているもの、また実印と印鑑証明を照合するものについては引き続き押印を求めることになり、それ以外については、ほぼ押印の義務づけはなくなりますとのことでした。

また、本人確認については、従来から行っている運転免許証や保険証などの提示を今後も継続す

ることになります。また、あらかじめ氏名を印字した申請書や届出書についても、押印を省略できるものと考えております。宛名の本人に届けて本人の意思で提出されることが大前提となりますので、職員にその手続を徹底させることとなりますとの答弁でございました。

次に、議案第11号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

この条例は、急速充電設備を有している事業所が対象となっています。これまで充電出力を上限50キロワットまでとしていたものを、総務省令に従い、上限を200キロワットまで上げるもので、市内には、秋田日産自動車、道の駅象潟ねむの丘が急速充電設備を備えた施設となります。今回の条例改正によって、事業者に対してこちらから新たに設備の更新や改修を求めることはありません。また、設置者に関しては誰でも可能であり、消防に届け出があった場合には、基準に適合していれば設置を妨げるものではありませんとの答弁でした。

次に、議案第14号債権の放棄についてであります。

債務者が破産し、かつ破産財団の破産手続も廃止されていることから未納金の徴収は困難であり、債権を整理するためとしています。

債権が消滅する一定期間とは、私債権の場合、1年から10年となっております。また、土地貸付料の消滅時効は5年となっております。今回のこの貸付料は平成29年度分と30年度分ですので、消滅時効はまだ経過しておりませんが、破産手続の廃止が決定したことは、事実上回収が不可能になったことを意味しております。このまま債権を持ち続けても回収できず、時効も成立しない見込みとなったことから、時効期間を待たずに債権を放棄する判断をしたというものですとの答弁でした。

次に、議案第16号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の締結についてであります。

このこ線・人道橋の1日の利用者につきましては、昨年の11月に調査しており、約100人の利用者があり、そのうち約6割が高校生というものでした。また、随意契約にした理由については、JRの営業路線上での工事であり、工事内容についてもJRの審査を受ける必要があるJR関連工事のため、契約の相手方をJRと定め、随意契約とするものですとの答弁でありました。

次に、議案第17号新市まちづくり計画の変更についてであります。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が公布され、合併特例債の発行可能な時期が延長されたことに伴い、新市まちづくり計画の期間及び財政計画を変更するものとしております。

合併特例債の延長は、にかほ市においては合併後20年ということになり、新たに令和7年まで5ヵ年延長になります。合併特例債の限度額については、起債ベースで128億1,210万円です。また、3月補正現在の限度額に対する発行率は72.8%の見込みとなっていて、現在発行できる額としては34億8,430万円となっています。合併特例債の34億8,430万円について、令和7年度までに全額使いきるかということについては、次の議案第18号とも関連しますが、新たな過疎債が制定される見込みであり、そうした場合、過疎債が今後10年間使える予定となります。そうしますと、合併特例債より有利な過疎債を優先して使っていきたいという考えがございます。ですので、34億8,430万円について、今のうちから使うかどうかという予定は現段階では不明ですとの回答でした。

次に、議案第18号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

過疎債についての限度額については、規定はありません。ただし、国や地方債の計画、また、県の方でも過疎債の枠を持っております。その枠の中で市町村に配分するという仕組みで、幾らでも使っていていいかということではなく、予定する事業について県と協議して枠の中で配分額をいただくということになります。過疎の指定を受けて、過疎地域自立促進計画のもと、過疎債を利用するわけですが、事業効果や実績報告等についての国、県から求められているものではありません。あくまでも起債事業ですので、お金を借りてその負担を残していくことですから、一時的なお金の使い方ではなく、きちり資産形成をして負担を求める適した事業かどうかの適債性を重視して審議されるということですとの答弁でした。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案についての主な審査の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 去る3月9日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

本委員会に付託されました議案第7号にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例を廃止する条例制定について、議案第8号にかほ市総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について、議案第10号にかほ市漁村センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について、議案第23号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について、議案第24号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第30号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第31号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第32号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算については、それぞれ全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容若干報告いたします。

議案第23号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）については、診察予約システム購入について、4月から6月くらいまでは診療所に来た方の予約、あるいは電話での予約を受け付けて、職員がシステムに入力します。予約になれて浸透してきた段階で、パソコンやスマートフォンからも予約できるようにしていきます。ホームページで公表し、診療費領収書、診察券にもQRコードを載せ、読み込みができるようにします。メリットについては、若い世代が活用しやすくなる。高齢者や認知症の方にも、診療所で予約を取り、システムに入力して、紙に記入して本人に渡すことにより、家族の方も確認できるようにする。時間で予約を入れるので待

ち時間が少なくなるなどのメリットを挙げております。

次に、議案第30号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算については、国民健康保険事業勘定で滞納繰越金については、国保に加入されている方は自営で事業を行っている方や年金受給者が多いです。年金の方は、年金から徴収されますので滞納になるということはないのですが、営業所得の方で滞納している方というのは、ここ数年固定化されています。繰越されている方は数年かけて積み重なっている形です。分納も納付計画を立てていただいています。状況によりますが、5年経過すれば不納欠損処理が行われますとのこと。

議案第31号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、一般会計から繰り入れなければ厳しい状況にあります。第3土曜日に特定健診の枠をつくったり、日曜日にインフルエンザの予防接種を月2回設けたりして努力はしていますが、新型コロナウイルスの影響もあり厳しい状況であるとのこと。

委員からは、地域医療が前提なので、今後も御尽力いただきたいとのエールもありました。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設常任委員長（森鉄也君） 令和3年3月9日、当委員会に付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第12号にかほ市公の施設の指定管理者の指定については、賛成多数で可決と決しております。

議案第13号市道路線の廃止について、議案第15号債権の放棄について、議案第19号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第20号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第25号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第27号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第3号）について、議案第28号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第33号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第34号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第35号令和3年度にかほ市水道事業会計予算については、全員の賛成で可決と決しております。

次に、請願第1号霊峰公園 駐車場のトイレ改修に関する請願については、全員の賛成により採択と決しております。

次に、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、全員の賛成により趣旨採択と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

初めに、議案第12号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本議案については、委員会質疑も出されており、質疑も含めて審査を行っています。

当局からの説明では、指定管理候補者の選定に当たっては、にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、市長が選定できるとなっており、同条例第5条において、公募によらない指定管理者の候補者の選定が認められており、昨年12月に、にかほ市観光開発株式会社を候補者とし選定しております。選定理由としては、一つ、象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの管理運営を目的として設立された第三セクターであり、市の運営への関与権を確保し、施設の公共性維持が図られる。二つ目、施設改修等費用の原資である観光振興基金が主に現法人からの歳入で積み立てられている。三つ目、市民、社員の雇用を維持確保できる。四つ目、市内業者との取引を継続することができ、地元への経済効果を維持できる。五つ目、現指定管理者である候補者の整備した設備部分が一体として機能していることなどにより選定したとのことで、1月28日に提出された書類をもとに、2月9日に、にかほ市指定管理者選定委員会——市内の金融機関や地域商工業の組織の長など5名で構成されている——が開かれ、候補者として適切であると評価を受けて議案第12号として上程しているとのことです。

選定委員会の運営規定については、条例第5条第1項により、公募によらない指定管理者の候補者の選定等をする場合は、条例第5条第3項の規定により、同条例第4条の選定方法等にある選定基準によるとされており、(1)から(4)の基準に照らし、総合的に審査することとなり、審査を公平かつ適正に行うために、にかほ市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則第7条の規定によって選定委員会の意見を聞くこととなっており、今回も同規則の規定に基づき、にかほ市指定管理者選定委員会による候補者による審査を受け、意見を伺っているとのことです。

指定管理期間については、秋田県の指定管理者制度の運用ガイドラインにおいて、安定性と継続性を確保すること等を勘案し、指定管理期間は5年を基本とするとしており、指定管理者制度を導入している県の94の公の施設全てを5年の指定期間としており、県の考え方を準用しているとのことです。

また、指定管理期間を3年という選択肢はなかったかについては、秋田県は指定管理施設94施設全て5年で行っており、指定管理者制度の運用に係るガイドライン改革には時間を要することもあり、県のガイドライン、県の例も含めて5年に決定したとのことです。

また、市長と社長が同一な点については、市長としての立場には職員がおり、社長の立場としては社員がいる。市にかほ市観光開発株式会社が一体となって取り組むことが大切であり、市長が100%出資の第三セクターの社長であることは法律的にも何ら問題ないことを確認をしているとのことです。

今回、基本協定にメスを入れるような協議はなかったかという質問に対しては、指針を作成して事業の効率化、経営幹部、社員の責任の明確化、キャッシュフロー経営の導入、効率的な執行体制

の確立、社員の人事・給与体系の見直し、情報公開の推進と、この六つの要請すべき基本的事項を定めて、お互いの総務で目標を立てて経営改善の計画を出して、お互いの人事交流、ともにできることを情報交換し合いながら取り組むということも株主総会で示しています。コロナウイルスの影響が長引いたときに現場にある程度ゆだねるという新しい方式も必要ではないかと検討しているとのことです。

また、総務省においては債務の問題を一番気にしており、実際に毎年調査を行っている。秋田県では10市町村14施設がリストアップされているが、にかほ市は入っていない。そこに安心するわけではなく、転ばぬ先の杖、先んじて取り組みをしているとのことでもあります。

次に、議案第13号市道路線の廃止について。

国道7号線仁賀保インターと重なっている部分があり、そちらは現在コンクリート製の地下隧道となっており、国土交通省の構造物となっており、神社に向かうために必要ということで設置されたもので、通行はできるが、市道ではないという形になっています。

議案第15号債権の放棄について。

手続をもっと早くできなかったのかとの質問には、一般家庭では料金滞納が3ヵ月になると供給停止通知を行った上で供給停止措置をとっているが、水道を大量に使用して営業を行っている企業については、供給停止をすることで営業そのものを停止させてしまうことにつながるため、慎重に対応してきた。そのため、未収金の増加を抑えることが困難であった背景があり、対象債務者が平成29年12月頃から余り営業を行っていない状況にあったため、供給停止措置を行い、入金があり次第、供給停止を解除するという対応をした。また、私債権であるため、債務者から時効援用がなければ手続に入れないといった事情もあったとのこと。

水道料金は私債権であり、消滅時効期間は2年とされています。2年経過後であっても、債務者の時効援用、時効の完成を主張しなければ、市の債務は消滅しないということで、破産しただけでは債権は消滅せず、簿外債権として残り続けるため、今回、債務者の破産を受けて債権を放棄するため、議案として提出しているとのこと。

議案第19号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

繰入金の算定基準は、歳入と歳出の差し引きで繰入額を算定しており、内容としては、起債償還の元利金分や職員給与などが主とのこと。

議案第20号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、質疑がございませんでした。

議案第25号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

下水道料金の増額要因は、昨年の実績見込みが減少傾向であったため、今年度の当初予算も減額で計上したところ、想定より使用料が減少しなかったため増額措置を行ったもので、水道料金も新型コロナウイルスによる巣ごもり生活の影響で家事用が1%程度増加しているため、その分が下水道にも反映されている面もあると思われるとのこと。

議案第26号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑はございませんでした。

議案第27号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第3号）について。

最終的に2億4,676万2,000円が一般会計に歳入する確定額であり、繰り入れを行った後、ガス事業清算特別会計は3月末で閉鎖となります。

議案第28号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について。

当初建設を予定した倉庫は、水道の資材庫として使用する予定で、笹森クリーンセンター敷地の隅に簡易的なプレハブ倉庫を想定していましたが、機構改革で上下水道課となったことから、笹森クリーンセンター敷地内に建てて利便性を図り、強風に耐えられる強度をもたせるなど仕様変更し、来年度に建設することとして減額するものです。

委員からは、倉庫としては金額的には豪華だとは思いますが、災害時に使用する可能性もあり、強固な建物を造っていただきたいとの意見がありました。

議案第33号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について。

公共下水道の面整備の進捗率については、面整備は一旦休止し、今後は機器の更新や農業集落排水への接続を行っていく計画としており、面整備については今年度の下浜山地区で終了となります。残っている主な地区としては行ヒ森地区ですが、行ヒ森地区については新興住宅地ですので、もう少し様子を見たいとのこととあります。

議案第34号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について。

現在、機器が故障中、動作不良の機器で、事業運営に支障はないのかということについては、現在は予備機で対応しているため問題はないが、動作が集中すると故障の原因となるため、今回予算を計上して更新する予定とのこととあります。

公共下水道と農業集落排水の一体化について、今回の予算では計上していないが、今後は一体化の方針で進めることとしており、現在設計済みのものもあり、今後は接続の機器を検討していく。一体化のめどとしては、令和15年度までに接続可能な農業集落排水との接続を見込んでいるとのこととあります。

議案第35号令和3年度にかほ市水道事業会計予算について。

令和2年度の基本計画に基づき将来ビジョンを策定していくとあるが、今後のスケジュールについて、今年度の水道基本計画は、水道施設のハード面更新・改修を今後10年をめどに策定しています。また、アセットマネジメントでは、40年、50年先の施設の更新需要を算定しています。水道ビジョンについては、実現可能なものにするため、令和2年度の水道基本計画やアセットマネジメントも参考に、ソフト面も含めて今後策定していきます。

新型コロナの影響を考慮し、減収見込みとしていますが、令和3年2月までの実績で令和元年度の決算と比較して200万円ほど減収しており、家事用は累計380万円ほど増加している。営業用は700万円ほどの減収となっている。このことから、営業用で使用されてるお客様への新型コロナの影響が顕著であると考えているとのこととあります。

また、簡水の償還分は令和28年度までの償還予定で、一般会計から今後繰り入れされる企業債の残高は、令和3年度で約5億6,853万1,000円とのこととあります。

次に、請願第1号霊峰公園 駐車場のトイレ改修に関する請願についてです。

去る3月12日に、参考人として請願者、鳥海山にブナを植える会の須田和夫会長から、当委員会に出席をいただき、審査を行っております。

参考人からは、26年間にわたり活動する中で、13年前から霊峰公園内の植樹を行い、これまで小学校、仁賀保高校、TDKからの参加による間伐や追肥など行っている。その際には、この駐車場も利用してきており、何年か前から使われなくなったトイレを元のように使えるようにできないかと請願書を提出したとのこと。このトイレは、もともと秋田県で設置し、旧象潟町、そして現在にかほ市に管理を委託されている施設と考えられるが、年3回ほど活動の際にこの駐車場を利用するが、多くの県外ナンバーの車がトイレとみて立ち寄り、中に入ろうとしている光景がよく見られ、周囲には空き缶や糞便が建物の陰に置かれているのを集まるたびに目撃しているとのことでした。また、須田会長からは、あと四、五年すれば植樹した場所を見て歩けるようになるので、散策道として大きな期待を共通認識としている。「イシドヨ（石樋）」までの散策道を整備すれば、ジオサイトの可能性も期待しながら、トイレと駐車場は必要と考えているとのことでした。

委員からは、観光客も立ち寄りとなればトイレが機能しないのは問題であるとの意見もあり、討論においては、請願者の説明から、県有施設ではあるが、現状では市の観光面にもマイナスイメージにもなりかねず、できれば改修し、活用できるようにしてほしいという願いは妥当であり、採択すべきとの賛成討論がありました。また、本件については、関係機関に議長から伝達すべきとの意見も出され、採決の結果、全員の賛成で採択すべきものと決定されました。

次に、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について。

本件については、審査の過程で、陳情内容の大まかな趣旨には賛同するが、最低賃金の時間額、金額等を見ると、余りにも現実性、実現性が薄い。ここは趣旨採択として意見書提出はなしと考えるとの意見や、最低賃金の改善、中小企業支援の拡充と大まかには願意妥当とも思えるが、企業経営や国などの財源を考慮すると、実現可能性に大きな疑問を感じる。趣旨採択として意見書提出は行わないとする意見が多く出され、当委員会としてはそのように結論がまとまっていると考え、討論省略し、その趣旨を採択することについて採決した結果、全員の賛成で趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 去る3月9日付託の事件につきまして、審査が終わっておりますので報告をいたします。

議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算について、全員の賛成により可決と決しております。
議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について、これも全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第6号にかほ市職員のサービスの宣誓に関する条例及びにかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市デイサービスセンター条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市漁村センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。1番齋藤光春議員。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） 議案第12号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての議案に対し、反対討論をいたします。

にかほ市観光開発株式会社は、象潟ねむの丘及び温泉保養センターはまなすの管理運営を目的として設立された目的会社ということで、設立以来これまで、にかほ市公の施設に係る指定管理者の選定の手続等に関する条例のうち、第5条の適用により指定管理を継続してきました。今回も指定管理者の選定に当たり、指定管理者の選定が第5条が適用されています。

近年、少子高齢化や人口減少の進展、経済環境や観光客の趣旨趣向の変化、天候不順やコロナ禍による観光客の減少が顕著にあらわれ、業績の悪化も目立ってきております。運営に関する検討や指導がなされてはきましたが、このように業績の悪化が続くとすれば、今後、施設の大規模修繕や設備の更新など公的資金の再投入の検討も必要になることは考えられ、税収の減少が続く本市の財政を大きく圧迫することになりかねません。民間の手法を取り入れ、安定した健全運営を目指し、指定管理者制度を取り入れてきたのであり、さらなるてこ入れが必要と考え、にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例のうち、第2条の公募による選定もあると考えます。

また、公募することにより、公共事業に関する業者選定に関し、公平性も示すことにもなると考えます。公募の際には、公の施設設定の大義名分である市民サービスの維持、地域産業の振興、地域福祉の向上、地域住民の雇用促進等を明記し、十分に理解した業者の選定を行うことにより、公の施設の存在意義が失われるリスクも回避が可能と考えます。

また、公募による選定により競争意識が生まれ、本市にとってさらに有益な施設の施策の提案がもたらされることも考えられるため、今回提出された、にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の第5条を適用した議案第12号に対する反対討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番菊地衛議員。

【17番（菊地衛君）登壇】

●17番（菊地衛君） 議案第12号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まずこの議案の賛否は、指定した指定管理者が適当であるか、指定の手続が法令に準拠して適正に行われているかの2点だと私は思います。

にかほ市観光株式会社は、皆さんよく御存じのとおり、また委員長報告でも詳細に述べられましたが、象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの管理運営を目的として設立された第三セクターで、いわゆる目的会社であります。平成21年の指定管理から今日までの長きにわたり、大きな事故もなく、総務省が指摘する債務超過もなく、健全経営できております。また、地方自治法に定める議会の議決、条例に定める規定の方法、公募によらない場合など、いずれも法令どおりに手続が進められ、一定の事務処理に問題はありません。にかほ市観光株式会社の実績を勘案すれば、順当な提案であると思います。

また、産業建設常任委員会に寄せられた質疑や、委員からの発言にあった指定管理期間や法的には何ら問題のない市長が社長を務めるという事柄は、全く別の次元で議論をするべきだと思います。私もそのような観点から委員会で意見を申し上げておりますが、ねむの丘条例、施行規則、基本協定書、業務使用書、年度協定書を実情に沿った、あるいは市民や議会から疑念をもたれないよう見直すべきは見直して、さらに健全、正常な経営を図っていただきたいと申し上げました。

市長がにかほ市の観光振興の先頭に立ってとの考え方は大変結構なことだと思いますが、健全経営はもちろんのこと、契約や業務執行の明確化も重要なことと思います。これらのことについても、委員長報告にありましたように担当部局で指針を定め、対応、対策をとっているということを伺っております。

以上を述べて、賛成討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、議案第12号につきまして、原案に賛成の立場から討論をいたします。

このたび上程された指定期間満了に伴う新たな指定管理者を指定する期間は、4月1日からとなっております。このことから、今回指定管理者の指定についての議決が得られなかった場合にあっては、4月1日からの両施設の運営が立ち行かなくなることが容易に想定され、これによる公共的な施設としてこれまで培ってきた信頼性や対外的な評価を損ない、かつ、混乱を惹起するような事態は避けるべきであります。たとえこれまでの慣例に問題があったとしても、それを抱えながら、より現実的な対応をとることも必要とされる選択であろうと考えます。

しかしながら、これまで長年にわたり慣例として行われてきた指定管理のあり方については、将来に向けたあるべき姿を検討するために、優れた点、課題となる点を客観的によく吟味をし、検証を加えることも必要となってきたのであろうとも考えるところであり、現在のコロナ禍における社会の変容への対応や日沿道開通後の本市観光の将来像を具現化するためにも、象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなす、両施設の持続可能な運営について、今回とは別に検討を加える新たな機会をもつべきと考えます。

よって、これまでのあり方については、様々な角度からの検証の後に結論が出されるべきであり、今回の指定管理者の指定にあっては、これを可として原案に賛成の立場をとるものであります。

以上、賛成の討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号債権の放棄についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号債権の放棄についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新市まちづくり計画の変更についての討論を省略したいと思います。御異議あ

りませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）につ

いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討

論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和3年度にかほ市一般会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省

略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したい

と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和3年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第16号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行いま

す。

議案第38号について討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。_____

_____賛成の方の起立を求めます。(____下線部分、発言取り消しあり)

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、_____可決されました。(____下線部分、発言取り消しあり)

次に、請願第1号霊峰公園 駐車場のトイレ改修に関する請願の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第36、議提第1号及び日程第37、議提第2号の議提2件を議題とします。

議提第1号及び議提第2号の議提2件について、15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） それでは、議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員 伊藤竹文。

賛成者、同じく佐藤治一、同じく齋藤光春、同じく宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春、同じく佐藤文昭。

提案理由でございます。組織再編に伴い、常任委員会の所管を変えようとするものであります。にかほ市議会委員会条例の一部を次のように改正します。

第2条第2項第3号中「農林水産建設部」を「農林水産部、建設部」に改めるものであります。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものといたします。

次に、議提第2号であります。にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員 伊藤竹文。

賛成者、同じく佐藤治一、同じく齋藤光春、同じく宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春、同じく佐藤文昭でございます。

提案理由でございます。行政手続等において、押印の廃止を検討する国の政策動向及び市の方針を踏まえ、所定の様式を改定しようとするものでございます。

皆さんのお手元に配付済みの次ページによります。

今回、にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正しようとするものです。

別記様式第8条関係、会派に係る政務活動費の収支報告書及び同じく8条関係で議員に係る政務活動費の収支報告書の押印欄をなくするものでございます。

以上、御報告、提案いたします。

●議長（佐藤元君） ただいまのこの2件については、申し合わせにより質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての採決を行います。

お諮りします。議提第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についての採決を行います。

お諮りします。議提第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時29分 休 憩

午後2時33分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第38号を採決しましたが、このくだりで「本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに」と申し上げましたが、このくだりを取り消すことにいたします。よって、ほかの文言については、何ら変わりありませんので申し添えておきます。

日程第37、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回にかほ市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時34分 閉 会
